

## 令和2年度の子ども会活動に対する市からの補助金について【Q&A】

Q1 新型コロナウイルス感染症の影響で活動ができない・減ってしまうが、市からの補助金は返還しなければならないか？

⇒ 活動に対する補助金のため、活動状況に応じて返還が必要となる場合があります。詳しくは、Q3の計算式を参照ください。

Q2 新型コロナウイルス感染症の影響で、年度当初に提出した計画から活動内容が大きく変更する可能性があるが、手続きは必要か？

⇒ 補助金の申請時に提出した年間計画書は、申請時点の予定ですので、活動実績に応じて補助金を精算させていただきます。令和2年度末に提出いただく実績報告書で変更内容を確認しますので、活動内容の変更に伴う年度途中での手続きは不要です。

Q3 補助金の返還額の計算方法を教えてほしい。

⇒ 1年間の活動の中で、補助対象経費（裏面参照）として使われた金額のうち2分の1を上限として補助金を交付するため、市への返還額は以下の計算式に当てはめてください。

【返還額の計算式】

$\boxed{\text{補助対象経費として使った金額}} \times 1/2 = \text{〇〇〇〇円 (千円未満は切り捨てる)}$

$\boxed{\text{補助金額}} - \text{〇〇〇〇円} = \boxed{\text{返還額}}$

(例) 補助金が16,000円で、25,300円を補助対象経費として使った場合

$$25,300 \times 1/2 = 12,000$$

$$16,000 - 12,000 = 4,000 \Rightarrow \text{4,000円を市に返還}$$

※令和2年度末に提出いただく実績報告書で活動内容を確認し、返還が必要な団体に対して返還の通知文を送付させていただきます。その後、納入をしていただくこととなります。

Q4 感染症や熱中症対策用のグッズを補助対象にしてもよいか？

⇒ 補助対象の基準（裏面参照）に該当するものであれば可能です。

(例) 活動の際に使用するマスク、消毒液など

Q5 企画していたイベントが中止になってしまった場合、買ってしまった材料費や食糧費は補助対象と考えてもよいか？また、施設のキャンセル代はどうか？

⇒ 事前に購入した補助対象経費となる材料等は補助対象とします。また、施設のキャンセル代も補助対象とします（新型コロナウイルス感染症に伴う令和2年度限りの取扱いです）。

## ■ 活動費補助金の補助対象経費と補助対象外経費について

### (a) 補助対象経費（補助金が使える費用）

○補助金が使える事業は、地域奉仕、社会参加を目的とした事業です。

補助対象経費		内 容
報償費		講座・学習会の講師、レクリエーション指導者への謝礼
旅費	交通費	活動時の移動に必要な電車・バス運賃 *ただし、遊園地へ行くための交通費は対象外
需要費	消耗品費	活動や事務に必要な消耗品費 (例)事務用品、軍手、ゴミ袋、スポーツで使用するボール、カラーコーン
	燃料費	暖房や調理器具の燃料費、ガソリン代
	食糧費	お茶、お菓子、食事代 *費用の目安 ①お茶、お菓子代 1回1人あたり350円以内 350円を超える額は補助対象外経費
		②食事代 補助対象事業で昼食や夕食をはさんだ活動の場合 1回1人あたり500円以内 500円を超える額は補助対象外経費 ※①と②の合算は可
		印刷製本費
	賄材料費	キャンプや調理活動での食材の材料費
役務費	通信費	ハガキ、切手代
	手数料	A T M振込み手数料、地区合同行事や地区大会の参加費用
	保険料	青少年団体傷害互助会費、傷害保険料
使用料、賃借料		活動場所や道具、器具を借りるための費用

### (b) 補助対象外経費（補助金が使えない費用）

○補助金が使えない事業・費用は次のようなものです。

- ・市子連年会費、地区負担金、校区負担金（別の団体へお金がってしまうもの）
- ・記念品代(歓送迎会やお楽しみ会での図書カード、金券類、プレゼント代)
- ・お茶、お菓子代 1回1人あたり350円を超えた額
- ・食事代 1回1人あたり500円を超えた額
- ・備品費（パソコン、プリンター等、2万円を超える高価なものが対象）
- ・遊園地に行く際の交通費(バスレンタル代、電車運賃含む)や施設使用料(入場料、乗り物代)  
理由：子どもの自主性・社会性を育む機会であると捉えることが困難であるため。
- ・積立金（フットサルのユニフォームを購入するための積立等）
- ・宗教的な費用(玉串料、お神酒代、お守りやおみくじ等)
- ・予備費